

国際海事機関（IMO）第 50 回 船舶設計設備小委員会の結果について （プレス発表）

3 月 5 日から 9 日の間、英国ロンドンにおいて 61 の国及び地域、25 の機関等の参加のもと、国際海事機関（IMO）第 50 回船舶設計設備小委員会（DE50）が開催された。

我が国からは、国土交通省海事局安全基準課、在英国大使館、(独)海上技術安全研究所、(財)日本船舶技術研究協会等から構成される代表団が参加した。

今次会合における主な審議内容・結果は以下のとおり。

1. ボイドスペースの保護塗装の技術基準策定について

船舶の構造劣化対策の一環であるボイドスペースの保護塗装に関しては、前回 DE49 でコレスポンデンスグループ（CG）が設置され、油タンカー及びばら積み貨物船を対象とした性能基準案について検討が進められてきた。今次会合に CG から報告された性能基準案では、バラスタンクの塗装基準とほぼ同等の仕様を要求する意見が大勢を占めていた。

一方、我が国は、油タンカー及びばら積み貨物船のボイドスペースの塗装状態に係る実態調査を行い、バラスタンクに比べ大幅に腐食環境が緩やかであることを示す調査結果を提出するとともに、その結果に基づき現実的なレベルの性能基準を提案した。

今次会合における審議の結果、バラスタンクでは 320 μ m の膜厚が要求されていたものが 200 μ m の膜厚となるなど、バラスタンクの性能基準に比べ、大幅に低減されたレベルの性能基準案を非強制要件として本年 10 月に開催予定の第 83 回海上安全委員会（MSC83）へ上程することに合意した。ただし、基準中、スプレー塗装の回数についてのみ、1 回か 2 回かで合意されていない。

なお、油タンカー及びばら積み貨物船以外の船舶に対する性能基準については、作成の必要がないとの方向で MSC の判断を仰ぐこととなった。

2. IMO 総会決議 A.744(18)の改正について

前回 DE49 において、SOLAS 条約附属書第 XI-1 章第 2 規則の下で強制要件となっている IMO 検査強化プログラム（総会決議 A.744(18)）に関し、国際船級協会連合（IACS）の検査強化プログラム（UR Z10 シリーズ）との整合化を図るべく、(独)海上技術安全研究所 吉田公一氏をコーディネータとして CG を設置した。

今次会合で小委員会は、吉田氏を議長とする作業部会（WG）を設置した。

WG では、CG が作成した二重船側ばら積み貨物船に対する検査強化プログラムの草案に基づき、IACS UR Z10.5（二重船側ばら積み貨物船用検査強化プログラム）を参考にしながら二重船側ばら積み貨物船特有の検査内容とすべく必要な文言・規定の加筆修正を行い、新規則（二重船側ばら積み貨物船に関する総会決議 A.744(18) Annex A Part B）案を作成した。小委員会は、これを承認のために MSC83 へ上程することに合意した。

本小委員会は、また、現行の単船側ばら積み貨物船及び油タンカー（単船殻、二重船殻）に関する総会決議 A.744(18) と IACS 検査強化プログラムとの整合化の必要性に再度合意し、引き続き、

吉田氏をコーディネータとするCGを設置して、上記に関する総会決議A.744(18)の改正案を作成することとなった。

3. 貨物油タンクの防食措置について

昨年11月のMSC82において、欧州各国及び船主団体等より、油タンカーの貨物油タンクの腐食による構造強度の低下を防止するため貨物油タンク内部に防食塗装を義務づけるSOLAS条約附属書改正案が提出され、これに対し、我が国は、防食塗装の代替措置として耐食鋼の使用を提案した。

結局、MSC82では具体的な審議に至らず、MSCは本小委員会に対し、2009年を目標年として検討を行うよう指示した。

今次会合において、我が国より耐食鋼の有効性を示す文書及び耐食鋼の性能基準案を示す文書を提出したところ、EC及びドイツより、我が国の取り組みを支持する発言があった。

小委員会は、CGを設置し、MSC82及び今次会合に提出された欧州各国及び我が国の提出文書をベースに、次回DE51までに貨物油タンクの防食措置に関するSOLAS条約附属書改正案の検討を進めることで合意した。

なお、我が国が提案した耐食鋼の性能基準案については、次回 DE51 から詳細な検討が開始される予定である。

4. アスベストを含有する材料を使用した設備の新規設置禁止について

MSC82において、我が国より、アスベストを含有する材料を使用した設備の新規設置を全面的に禁止することを目的としてSOLAS条約附属書の規定の見直しを行うことを提案し、本小委員会の作業計画に含めることが合意された。

今次会合において、我が国より、主要国のアスベストの使用禁止に係る規制状況及び舶用品で用いられているアスベストの代替方法に係る我が国の事例を紹介するとともに、本件を次回DE51の議題に含めるよう提案したところ、満場一致の支持を受け、小委員会は本件を次回DE51の議題に含めることとした。

また、船舶の修繕又は解撤時にアスベストを取り扱う労働者の安全を確保するために(財)日本船舶技術研究協会が作成した「船舶における適正なアスベストの取扱いに関するマニュアル」を紹介し、会議参加者に配布したところ、好評を得た。

以上

問い合わせ先 国土交通省：03-5253-8111 海事局安全基準課 専門官 北林（43-935）
